

令和4年度 浄化槽補助金交付申請手続き

鹿嶋市環境政策課

浄化槽の補助を受けられるのは、鹿嶋市に住民登録されている方（完成までに住民登録される方）で、補助対象区域内において環境配慮型の浄化槽を設置する方です。

既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽から付け替える場合には、撤去費用や宅内配管工事費用についても補助が受けられます。環境配慮型の定義については、裏面をご覧ください。

霞ヶ浦流域内については、高度処理型浄化槽（窒素及びリンが除去可能な浄化槽）のみを補助対象とし、霞ヶ浦流域外については、通常型以上の浄化槽を設置する方が補助対象です。

※予算の範囲内での交付となりますので、申請はお早めをお願いします。

※合併処理浄化槽の設置工事にあたっては、必ず施工要領書の内容を遵守し、適切に施工してください。

1 補助金交付申請書の提出（様式第1号） **申請者 → 市**

申請者は当該年度の1月6日までに申請書に次の各号に定める書類を添えて市に提出してください。

- (1) 審査機関を経過した「設置届出書の写し」又は「明細書の写し及び建築確認通知書の写し」
- (2) 設置場所の案内図（住宅地図等に設置場所を明記）、敷地内配置図及び排水経路
- (3) 賃貸人の承諾書（住宅等を借りている場合）
- (4) 登録書の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 保証登録証
- (6) 浄化槽設備士免状の写し、浄化槽設備士証の写し又は特別講習会受講の修了証の写し
- (7) 浄化槽工事業の登録届出等を証する書面の写し
- (8) 浄化槽設置工事見積書の写し及び内訳書（補助対象経費がわかること。(9)、(10)及び実績報告の(4)も同様。）
- (9) 既設単独処理浄化槽及びくみ取り槽の現況の敷地内配置図及び排水経路、現況写真、撤去費の見積書及び内訳書（単独浄化槽及びくみ取り槽の撤去をする方）
- (10) 宅内配管の現況図面、宅内配管工事費の見積書及び内訳書
- (11) 敷地内処理装置概要書、仕様書及び維持管理に関する誓約書の写し ※放流先が敷地内の方
- (12) 市税等の納税状況の調査閲覧に関する同意又は納税証明書 ※1
- (13) 補助金申請に係る委任状（建築確認通知書が連名の場合のみ申請者を除く全員分）
- (14) 従前の汚水処理方法を示した書類
- (15) その他市長が必要と認める書類

※1 建築確認が連名の場合は、全ての共有者の同意又は納税証明書（14日以内に発行したもの）

2 補助金交付決定通知書（様式第2号） **市 → 申請者**

3 実績報告書の提出（様式第8号） **申請者 → 市**

補助事業が完了したときには「事業完了した日から起算して30日を経過した日」又は「当該年度の3月31日までに市が完了検査を行える日」のいずれか早い日までに以上の点を厳守し、下の各号に定める書類を添付して市に提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

- (1) 浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写し（茨城県浄化槽指導要綱様式第6号）
 - (2) 工事写真（国庫補助指針に準ずる内容写真）
 - (3) 単独処理浄化槽、くみ取り槽、宅内配管の撤去及び施工の工事写真 ※
 - (4) 浄化槽法第7条に定める法定検査の払込を証明する書類の写し
 - (5) 浄化槽設置（単独処理浄化槽及びくみ取り槽撤去・宅内配管※）工事費の領収証等の写し及び内訳書
 - (6) 申請時に当該地に住所を有しなかった方は住民票（ただし、市長が特に認める場合は、理由書）※
 - (7) 単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽及び宅内配管の産業廃棄物管理票（E票）の写し又は最終処分場の発行する証明書の写し（ただし、市長が特に認める場合は、理由書）※
 - (8) 浄化槽設備士の証明したチェックリスト
 - (9) PC板を使用した場合、仕様を証するもの※
 - (10) 施工にあたり変更があった場合、変更後の敷地内配置図並びに排水経路※
 - (11) 施工要領書に規定するもの以外の規格での施工（PC板の仕様含む。）を行った場合には、その安全性及び妥当性について浄化槽メーカー等がその仕様を証するもの
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- ※は該当者のみ
- （併せて、「浄化槽使用開始報告書」や「浄化槽使用廃止届出書」（単独転換のみ）も提出ください。※各3部）

- 4 補助金確定通知 (様式第9号)
 5 補助金交付請求書の提出 (様式第10号)
 6 補助金の交付

市 → 申請者
 申請者 → 市
 市 → 申請者

補助対象地域
○下水道法第4条第1項の公共下水道事業認可区域，工業専用地域，農業集落排水事業採択区域を除く，鹿嶋市全域 ※ただし当分の間（概ね7年以上）見込まれない上記区域及び地域を除く

補助金額

- ◎ 霞ヶ浦流域内（湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域）
 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型浄化槽（NP型） ☆

設置区分	人槽区分	限度額
転換	5人槽	1,071,000円
	6～7人槽	1,422,000円
	8～10人槽	1,996,000円
転換以外	5人槽	822,000円
	6～7人槽	1,111,000円
	8～10人槽	1,585,000円

- ◎ その他の流域
 通常型浄化槽

設置区分	人槽区分	限度額
転換，転換以外問わず	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円

- ◎ 宅内配管工事費用 ☆

対象経費	基準額
宅内配管に要する費用	300,000円

- ◎ 既設単独処理浄化槽及びくみ取り槽の撤去 ☆

対象経費	基準額
撤去に要する費用	90,000円

- ◎ 災害に伴い必要となった合併処理浄化槽の改築費用

対象経費	基準額
改築に要する費用	当該改築に要する費用として市長が環境大臣に協議し承認を受けた額

- ◎ 環境配慮型浄化槽 浄化槽のうち，消費電力基準値が次の表に示す値以下であるもの

人槽	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/ℓ以下)	消費電力 (リン除去型)
5人	39W	53W	83W
7人	55W	75W	90W
n人 (10人槽以上)	n×7.5W	n×10.2W	n×15.7W

☆印の事業については，国庫補助・県補助に加えて，県の森林湖沼環境税も活用しております。